

第3回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時：令和2年7月10日（金）午後3時～

会場：市役所本館6階 講堂2～3

（司会）

それでは定刻になりましたので、ただ今より「第3回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会」を開催いたします。本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして厚く御礼申し上げます。司会を務めさせていただきます、今年度から福祉総務課の課長補佐となりました新井と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、配付資料の確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配付しておるものと、先日郵送しご持参をお願いしておるものとございます。本日机上配付させていただいた資料から確認させていただきます。着座にて説明させていただきます。

本日配付させていただいております資料につきましては、「座席表」。それと「新潟市地域福祉計画に対する意見について」は、本日説明後7月22日までにご意見等をお寄せいただく用紙でございます。

続いて、事前に配付させていただいた資料の確認をお願いいたします。まず、「次第」でございます。次に、資料1といたしまして「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会名簿」でございます。資料2といたしまして「新潟市地域福祉計画・素案」でございます。資料3といたしまして「新潟市地域福祉計画・目標関係指標根拠」でございます。以上、不足等がございましたら、事務局のほうにお申し付けいただければお届けいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の公開および議事録の取り扱いについてご説明いたします。まず、会議の公開についてですが、本市の指針によりまして、会議は原則公開することとしております。この委員会につきましても、傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきましても、市の指針により議事録を作成し、後日ホームページに公表することとなっております。また、議事録作成のため、録音をさせていただきますことをご了承ください。

続きまして、福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

（福祉部長）

新潟市福祉部の佐久間でございます。本日はご多用の中、「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会」にご出席賜りまして誠にありがとうございます。先回の会議が今年の12月でございました。その中では、基本理念と基本目標を皆さまからご審議いただきました。その後、新潟市におきましても、2月の末にコロナウイルスに感染した方がいらっしやってから、約3カ月間、収束に向けて、ほかのいろいろな会議につきましても、感染拡大防止の観点から延期・中止をさせていただいていたところでございます。ようやく、新潟市におきましても、

第一波といわれているものについてはいったん収束というかたちで捉えているところではございます。そのような中でも成年後見制度、再犯防止につきましては、分科会を開催し、それぞれの部分の素案について取りまとめができたということにつきましては、感謝を申し上げます。

本当は3月に予定をしておりましたこの第3回の委員会におきまして、それらを踏まえた全体の素案を、皆さまからご審議いただくことになっております。よりよい地域福祉計画を策定するために、引き続き、皆さまから忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、本日も何卒よろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、前回の会議より、委員に変更がございましたのでお知らせいたします。資料1「委員名簿」をご覧ください。4月1日より、新潟市保護観察所・所長の佐々木武則委員に代わりまして、松川正徳委員でございます。新潟地方検察庁・統括捜査官の本山幸平委員に代わり、伊藤嘉之委員から委員を務めていただくこととなりました。また、新潟市民生委員児童委員協議会連合会・地域福祉部会長の橋本京子委員も本日が初めてのご参加となります。簡単に結構でございますので、松川委員から、それぞれ自己紹介を簡単にお願ひできますでしょうか。

(松川委員)

保護観察所の松川でございます。4月から新潟にまいりました。前任は、山梨県甲府の保護観察所でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(伊藤委員)

失礼いたします。お世話になっております。新潟地方検察庁の統括捜査官の伊藤と申します。この4月から、再犯防止と社会復帰支援の担当となりました。検察庁では、警察から送致されて不起訴処分となり釈放された方、あと、罰金等の裁判を受けて釈放された方、執行猶予で釈放された方、いわゆる刑務所で服役される前の入り口段階での、社会復帰の関係の入り口支援ということで、この福祉機関へのつなぐ事務を担当している者でございます。この福祉計画策定におきまして、新潟市の福祉が充実しまして、私どもの検察庁としても入り口支援が充実することを願っておるところでございます。お世話になります。よろしく願いいたします。

(橋本委員)

皆さま、こんにちは。先回お休みをさせてもらいましたので、今日が初めてです。よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。なお、大沢委員からは、遅れる旨のご連絡を頂いておりますので後ほどご出席いただくかたちになります。

これより、丸田委員長より議事を進めさせていただきます。なお、議事録作成のため、ご発言の際は、それぞれ名前をおっしゃってからご発言くださいますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、丸田委員長、よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

皆さま、よろしくお願いいたします。次第に沿って議事を進めてまいります。議事の(1)素案について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

お配りしています資料2「地域福祉計画の素案」をご覧ください。昨年の12月以降、成年後見・再犯防止につきましては、分科会でご審議いただいた内容を、それに加え、地域福祉と、生活困窮の内容を加えた素案です。

一枚はぐっていただきまして、目次がございます。もう一枚はぐっていただきまして、目次の下のところ、四角囲みで記載していますが、本計画中、「年」と表記する場合は1月～12月の暦年を、「年度」と表記する場合は4月～3月の会計年度を表しています。よろしくお願いいたします。

もう一枚おめくりください。1ページ、「第1章 計画概要」です。

「1 計画の趣旨」。今日では、我が国の平均寿命が延伸し、世界最高水準の長寿国となる一方、少子高齢化や、一人暮らしの高齢者の増加、核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化に加え、地域社会での人間関係の希薄化などによる、高齢者の孤独死、地域社会からの孤立、子育て不安、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺など、様々な社会問題が生じています。

このように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している中、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。

国においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会とつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現にむけた取り組みを進めています。

本市におきましても、地域福祉をより一層推進し、「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画を策定いたします。こちらが策定の趣旨ということで、この内容で地域福祉計画を策定させていただきます。

続きまして、下の「2 計画の位置づけ」でございます。

「1. 関係法令による位置づけ」です。

「(1) 社会福祉法」。社会福祉法第106条の3第1項により、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

また、同法第107条第1項により、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めることとされ、本計画は包括的な支援体制を明確にする「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

下の「社会福祉法」と書いてある点々の囲みにつきましては、関連条項を抜粋したものですので後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3ページをお開きください。「(2) 生活困窮者自立支援法」です。平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」第4条により、市は関係機関と緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支援を行う責務を有することとされ、本計画はその責務を明確にするものとなります。

先ほどの説明と同様に、点々につきましては、関連条項の抜粋ですので割愛させていただきます。

続きまして、「(3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律」です。平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第5条により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ、主体的に地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第23条第1項では、市町村は、当該市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるように努めることとされ、本計画は「地方成年後見制度利用促進基本計画」としても位置づけます。

続きまして、4ページの「(4) 再犯の防止等の推進に関する法律」です。平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第8条第1項では、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることとされ、本計画は「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

以上の(1)から(4)を「地域福祉計画」として定めていくこととさせていただきます。

続きまして、5ページをご覧ください。「2. 新潟市総合計画との関係」です。新潟市総合計画は本市の最上位計画で、将来のまちづくりの理念や目指す姿を示すもので、本計画は総合計画で示された将来の本市の3つの都市像のうち「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を目指すものとなります。

次に、「3. 福祉に関する分野別計画との関係」です。本計画は地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものであるとともに、高齢者、障がい者、児童福祉や、DV、消費者被害

対策、自殺など、各分野の計画や施策を横断的につなぎ、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する、福祉分野の上位計画となります。

なお、各分野別計画に記載・進行管理されている各種の具体的な取り組み内容及び目標などについては、それぞれの計画に委任し、原則として本計画には記載しないこととさせていただきます。

続きまして、「4. 区計画との関係」です。本市は市町村合併により市域が広くなり、地域によって実情が異なっています。相当の面積を有する市町村においては、管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分にくみ取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましいとされていることから、平成21年度に区単位の地域福祉計画を策定いたしました。

その後、全市的な理念・目標を記載し、区計画の具体的な取り組みを後押しするため平成27年度に区計画とともに市計画を策定しました。

地域づくりの最前線である区計画には、区の特성에応じた目標や取り組みを中心に記載し、また、区計画の具体的な取り組みを後押しする市計画には、全市横断的な理念・目標を記載し、市計画と区計画を併せ、地域福祉計画となります。

続きまして、「5. 区地域福祉活動計画との関係」です。区地域福祉活動計画は、新潟市社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。同計画と区計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあることから、区ごとに一体的に策定いたします。

その下には、計画期間の表を記載しております。次期計画は、一番右の「第3期地域福祉計画」となります。

6ページの「他計画との関係イメージ」です、今ほど説明した他計画とのイメージをイメージ図化したものですので、後ほどご覧ください。

続きまして、7ページをご覧ください。「6. SDGsとの関係」です。SDGsとは、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として、平成27年に国連で採択された平成28年度から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17の目標が掲げられており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という基本理念は、地域共生社会の考え方と一致することから、本計画はこのSDGsの視点を踏まえたものいたします。

その下、「3 計画期間と評価について」です。令和3年度から令和8年度までの6年間といたします。

第5章「具体的な取り組み」には、主に現在新潟市で取り組んでいる内容を記載しており、その取り組みを継続するとともに、計画の進捗管理などの中で定期的に評価し、必要に応じて見直していくことといたします。

続きまして、9ページをご覧ください。「第2章 本市の現状」です。

「1 人口、世帯数の状況」。人口は平成 17 年をピークに減少しています。また、高齢者人口は「団塊の世代」が高齢者となった平成 27 年に 21.7 万人となり、その後も増加傾向で、高齢化率も上昇していく推計となっています。

世帯数は年々増加し、それに伴い世帯人口は減少しています。なお、1人世帯と2人世帯は増加し、5人以上世帯は減少しています。

今の説明につきましては、その下の1、10ページの2のグラフの説明になっています。細かな数値については、グラフをご覧ください。

続きまして、「2 障がい福祉の状況」です。身体障害者手帳保持者数は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加しています。これは、その下、1番の表の説明となっています。

続きまして、11ページをご覧ください。「3 高齢者福祉の状況」です。要支援1から要介護5の人の総数は増加していますが高齢者人口に占める割合は横ばいとなっています。また、認知症高齢者数も増加していますが、介護認定者に占める割合は横ばいとなっています。その下、1と2のグラフの説明となっています。

続きまして、12ページをご覧ください。生活困窮者自立支援制度の関連の統計になっています。「4 生活困窮者の状況」です。日常生活において、困りごとや不安を抱えている人からの相談窓口である新潟市パーソナル・サポート・センターへの新規相談件数は、年々減少傾向にあります。一方で、長期にわたり継続的に支援が必要な人は増えていることや就労の定着を目的に、就労後一定期間を見守る取り組みを行った結果、就職後の再プラン作成が増えたため、自立支援プランの作成件数は年々増加しています。その下の1のグラフの説明になります。

続きまして、13ページをご覧ください。「5 生活保護の状況」です。近年、全国的な傾向と同様に低収入の高齢者の増加などにより、本市の生活保護の受給者数及び受給率は微増傾向にあります。

また、受給世帯も微増傾向にあり、特に高齢者世帯の数が増えています。その下1と2のグラフの説明となります。

続きまして、14ページをご覧ください。【成年後見制度関連】の統計になります。「6 制度の利用状況」です。新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見制度利用者数は増加傾向であり、そのうち、後見類型の割合が最も高く、新潟市においても、後見類型の割合が最も高くなっています。また、成年後見人等と本人の関係では、平成 25 年に第三者後見人の件数が親族後見人の件数を上回り、その差は年々大きくなっています。こちらはその下1と2、1枚めくっていただきまして、15ページ3のグラフと表の説明になっています。

その下、15ページの「7 市民後見人の養成状況」です。平成 24 年度から市民後見人養成研修を開催し、平成 30 年度までに 133 名が研修を修了しています。研修修了者の多くは、新潟市社会福祉協議会が実施する法人後見事業の後見支援員として活動しています。なお、平成 28 年度以降は隔年で研修を実施しています。こちらは、その下1の表の説明です。

続きまして、16ページ「8 市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の状況」です。市長申立て数及び費用助成額と成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・金額）は年度によりばらつきがありますが、成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数・金額）は増加しています。これは16ページの1、めくっていただきまして17ページの2、18ページの3のグラフ、表の説明となっています。

続きまして、19ページをご覧ください。【再犯防止関連】の統計情報です。「9 犯罪の発生状況」です。新潟県における刑法犯検挙者数は年々減少している一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合は約50パーセントの高い水準で推移しており、罪種別に見ると窃盗犯の割合が最も高くなっています。また、覚せい剤取締法違反検挙者数や刑法犯検挙者数のうち、65歳以上の割合は増加傾向となっています。

本市における刑法犯認知件数も年々減少しており、罪種別に見ると窃盗犯の割合が最も高くなっています。こちらは21ページまでの表とグラフの説明となっています。

続きまして、その次の22ページをご覧ください。「10 矯正施設入居者などの状況」です。新潟県における新受刑者数及び再入者数、再入者率は横ばいとなっており、刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合は減少傾向となっています。これは22ページの1と2のグラフの説明です。

続きまして、23ページ。「11 更生保護に関する状況」です。新潟県における保護司数、「社会を明るくする運動」行事参加人数、保護観察終了時に無職である者の割合は減少傾向となっています。その下の1と2、24ページの3と4のグラフの説明となっています。

以上が本市の状況です。この第2章に記載しているもので、統計情報が30年または30年度までのものになっているものもございますけれども、今後は令和元年度のものに修正して、修正したその次の委員会でご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、25ページをご覧ください。「第3章 国の動向」です。第2期地域福祉計画を策定した平成27年以降、以下の法律が施行・改正されました。いずれも地域福祉の推進と密接にかかわる制度・施策であることから、本章ではこれらの制度・施策についての国の動向を記載いたします。その下の表は、法律が施行・改正した時期とその内容を記載しているものです。

その下、「1 社会福祉法」をご覧ください。平成30年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画は障がい者や高齢者、児童福祉など、各福祉分野に共通する理念や方針を明らかにする福祉分野の上位計画とされ、計画の策定が努力義務化されるとともに、地域共生社会の実現に向け、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされました。

また、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在だった地域住民が、事業者などと連携・協力し、地域福祉の推進に努める主体として位置づけられ、地域住民は、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図るよう留意さ

れるものとなりました。

続きまして、「2 生活困窮者自立支援法」です。生活困窮者の自立支援について本格的に検討された平成 25 年頃は、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加していたほか、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の世帯など、生活困窮に陥るリスクの高い層が増加していました。また、生活保護受給世帯のうち、約 25 パーセントの世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していたという統計結果により、いわゆる「貧困の連鎖」も問題視されていました。

こうした中、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第 2 のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要とされ、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

続きまして、26 ページの「3 市町村地域福祉計画との関係」です。生活困窮者自立支援法制定に先立ち、平成 26 年 3 月に通知された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的とされ、計画に盛り込む事項が示されました。

その下の囲みの中に、生活困窮者自立支援方策のポイントを記載しています。①生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との関係に関する事項。②生活困窮者の把握等に関する事項。③生活困窮者の自立支援に関する事項です。

続きまして、その下、「4 成年後見制度利用促進法」です。認知症や障がいがあることにより、財産管理や契約などの法律行為などに支障がある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題となっていました。

しかし、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進について、その基本計画を定め、国の責務などを明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進法が平成 28 年 5 月に施行されました。

続きまして、「5 成年後見制度利用促進基本計画」です。成年後見制度利用促進法の施行を受け、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」は、その下の囲みをご覧ください。①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善。②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり。③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和です。

続きまして、27 ページをご覧ください。「6 再犯防止推進法」です。全国的に検挙人数に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていました。

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取組を着実に実施することはもとより、犯罪や非行をした人が犯罪の責任などを自覚し、犯罪被害者の心情などを理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要です。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や障がい、厳しい生活環境、不十分な学歴などの生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている人がいます。

こうした人に対し、地域社会で孤立させないための「息の長い」支援などを行うために、国、地方公共団体、民間団体などの関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが必要であることから、平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行されました。

続きまして、「7 再犯防止推進計画」です。再犯防止推進法の施行を受け、再犯の防止などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

「再犯防止推進計画における重点課題」につきましては、その下の囲みをご覧ください。
①就労・住居の確保等。②保険医療・福祉サービスの利用の促進等。③学校等と連携した就学支援等。④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等。⑤民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の促進等。⑥地方公共団体との連携強化等。⑦関係機関の人的・物的体制の整備等でございます。

続きまして、第 4 章でございます。

29 ページの「第 4 章 基本理念・基本目標」でございます。昨年 12 月に開催しました第 2 回の委員会で頂いたご意見を基に、若干の修正がございます。そこも併せてご説明させていただきます。基本理念・基本目標ですが、現在の第 2 期計画を踏襲しながら、「本市の現状」や「国の動向」を踏まえ策定するもので、地域共生社会の実現という考え方を加えまして、市民全体で取り組んでいくことを表現しているところでございます。

「1 基本理念」、赤い囲みをご覧ください。「みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 支えあい 自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』」でございます。前回お示した案から、地域共生社会の理念である人と人、また、人と社会がつながるといふ考え方を明確化するため、「人や社会」という言葉を加えております。

この理念は、新潟市に住み慣れた人も、新潟市民になったばかりの人、これから新潟市で暮らす人々、また、子どもからお年寄りまで誰もがただ暮らすだけではなく、人と人、人と社会がつながり支え合うことにより、個人の尊厳と多用性を尊重しまして、自分らしく地域で暮らし、活躍できる「福祉の都市（まち）『にいがた』」を、地域住民、行政などなど「みんな」の力で創造していくという考え方を表しております。

次に、「2 基本目標」でございます。こちらは 4 つございますけれども、まず 1 つ目です。「お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり」です。前回お示した案からは、相互関係の視点を明確化するというので、「お互いを」を冒頭に加えております。この目標は、地域住民等が主体となって課題を抱える人に気づき、また、性別や年齢などの属性に関わらず、お互いを認めあい、支えあうことにより、本人のみでなく世帯や自ら声を上

げることができない人を含む新たな気づきを見つける意識を醸成するという考え方です。

次に、30 ページ、2つ目の目標です。「だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり」です。前回のお示しした案から、主語とその意義を明確化するため、「だれもが地域の一員として」を頭に付けさせていただきます。また、課題を包括的に受け止めるという視点から、「受け止め」という言葉を加えております。

この目標は、地域におけるさまざまな課題を包括的に受け止める体制を整備し、「だれも」が、地域の一員としてネットワークを作ることにより、地域住民等が主体的に発見した課題を抱える人、また世帯を受け止め、協働して支援する地域を作っていくという考え方でございます。

続きまして、目標の3番目でございます。「地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり」です。前回お示しした案から、「地域住民等」という法的な主体を明確化するため、「地域住民等が役割を持って」を頭に加えております。

この目標は、地域住民等が、「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、それぞれの個性を生かし、役割を持って活躍することのできる地域を作っていくという考え方でございます。

目標の4番でございます。「自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり」です。前回お示しした案から、本人の意思を尊重する視点を明確化するため、「自分らしく」という言葉を付け加えております。

この目標は、気づき、つながり、受け止め、だれもが役割を持って活躍し、本人の意思を尊重した支援を続けるためには、安心・安全に暮らし続けられる地域が必要であり、そのような地域を作っていくという考え方でございます。

なお、基本目標における「地域づくり」ですが、その考え方は、下の点線の囲みに示しております。「地域」は単にエリアを示すものではなく、その地域の住民・地域コミュニティ協議会や自治会などの組織及び生活環境を含む意味で使っております。また、担い手や人材の育成、ネットワークづくりにも、この「地域づくり」に含まれています。

続きまして、31 ページをお開きください。「第5章 具体的な取り組み」でございます。

はじめに、「1 地域共生社会の実現」です。誰もが老化、病気、事故など、これまでと同じ生活を送れなくなる可能性があるほか、結婚し子どもが生まれるなどのライフステージにより、生活が変わる可能性もあります。こうした、誰にでも起こり得る変化に対応するため、従来から子ども、高齢者、障がい者など分野ごとの社会保障制度がありました。

しかし、近年では8050問題などの多様化・複雑化する問題や、分野ごとの社会保障制度では十分に対応できない制度の狭間の問題などが生じています。

また、少子高齢化や核家族化、一人親世帯の増加、人間関係の希薄化などにより、家族や地域での支援機能が低下しています。

このような中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがいを、地域を共に創り、誰もが役割を持って活

躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

次に、「2 包括的支援体制の構築」です。本人や世帯が抱える問題は、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立、DV、消費者被害、自殺など多岐にわたります。

こうした問題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を制度の枠組みだけで見るのではなく、声にならなかつたり、制度を超えた問題についても注意を払う必要があります。また、その支援においては、生きる意欲や力、希望を引き出しながら、地域住民とのつながりや関係づくりを含め、包括的、継続的に支えていくことが求められています。

本市においても、地域住民等が主体的に問題を把握し解決を試みる環境や、相談を包括的に受け止める体制、多機関が協働し包括的に支援する体制を構築し、必要な支援を実施します。

なお、本市における包括的支援体制のイメージにつきましては、別紙に記載しております。「65 ページ参照」と書いてあるのですが、「60 ページ」の誤りですので、「65」を「60」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

60 ページのA3のイメージ図をお開きいただけますでしょうか。イメージの上半分は「多様な主体」を、下半分は「専門人材」を表しています。困りごとのある世帯、何らかの課題を抱える世帯に対し、多様な主体がこれらの困りごとや課題に気づいたときに支援を行います。多様化、複雑化する問題や制度の狭間の問題など、支援が難しい問題につきましては、後ほど説明する各区社会福祉協議会に配置されているコミュニティソーシャルワーカーにつないでいただきます。コミュニティソーシャルワーカーは、あらゆる課題をいったん受け止め、課題を整理し、地域の多様な主体や専門人材と連携、役割分担をしながら必要な支援を行い、課題の解決に導くため活動しています。専門人材もそれぞれの専門分野における支援を行うとともに、自分の専門分野だけでは対応が難しい場合は、必要に応じて関係機関やコミュニティソーシャルワーカーにつないだり、連携して支援するなど協力して対応します。後ほど説明する地域福祉コーディネーターの育成事業は、このような連携を進めるために、他の専門分野の人材と顔の見える関係を築いたり、連携して課題解決に取り組む手法を学んだりしています。イメージ中のピンクの囲みは、主な地域活動を。青色の矢印は、多様な主体による支援を。黄色の矢印は、地域福祉コーディネーターによる連携を表しています。なお、区役所、市役所もコミュニティソーシャルワーカーと連携し、必要な制度利用のための手続きなどの支援を行います。

32 ページにお戻りください。「3 地域共生社会の実現のための施策及び体系」です。地域共生社会の実現のために取り組む施策の体系図となっておりますが、具体的な説明は次ページ以降でさせていただきます。なお、5 番のところが誤植になっておりまして、正しくは 35 ページ以降に記載してある事業名が入りますので、後ほどまたあらためて修正させていただきます。申し訳ございません。

33 ページをお開きください。「施策① 地域福祉に関する事業の推進」。

「1 取組内容」です。福祉に関する分野別計画に記載がなく、障がい者や高齢者、児童

など対象者を限定していない、広く市民を対象にした取り組みを記載しております。

はじめに、「1. コミュニティソーシャルワーカーの活動支援」です。かつこ内は本市の所管課を表しており、以降も同様です。

「(1) 事業概要」です。地域住民をはじめ、関係機関などと協働しながら、一人一人が抱えるあらゆる課題を解決するため、コミュニティソーシャルワーカーを各区社会福祉協議会に配置し、その活動を支援します。

次に(2)CSW、こちらはコミュニティソーシャルワーカーの略称でございますが、「CSWの活動内容」。

「ア. あらゆる課題への対応」です。地域住民や後述する地域福祉コーディネーターなどから寄せられる相談が多様化・複雑化しております。これらの相談や、制度の狭間で支援につながりにくいあらゆる課題を受け止めると同時に、アウトリーチによる地域の現状把握・課題解決を行い、福祉施設などで働く福祉専門職や関係機関との連携のもと、一人一人の課題の解決に努めています。

ひきこもりなど課題解決に時間がかかる困難なケースに対し、継続的につながり続ける伴走型の支援を引き続き行うとともに、感染症対策・災害対応を見据え、新たなニーズの把握や、支援のあり方、SNSなどの情報伝達手段の活用についても検討します。

「イ. 新たな社会資源の開発・仕組みづくり」です。個別支援から見えてくる課題と地域の現状を、地域住民や福祉専門職などと共有・整理し、課題解決や予防のための新たな社会資源の開発や仕組みづくりを行います。

「ウ. ネットワークづくり」です。多様化・複雑化した問題を解決するための支援や、仕組みづくりのため、地域の多様な主体、団体や、福祉施設等を運営する社会福祉法人などとの連携をより一層推進し、障がい者や高齢者、児童福祉等の分野を超えたネットワークを構築します。

次に、「2. 地域福祉コーディネーター育成事業」。

「(1) 事業概要」です。市内の民間福祉施設や社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政などの職員を「地域福祉コーディネーター」として育成し、普段の活動を通じ、自ら解決することができない問題を発見した場合に、他の福祉専門職やCSWにつなぎ、問題の解決に導きます。

「(2) 事業内容」です。福祉専門職などを対象に、事例検討を通じて課題解決に導く手法を学ぶ育成研修を実施するとともに、育成研修修了者の能力向上のためフォローアップ研修を実施します。

次に、「3. 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業」。

「(1) 事業概要」です。地域住民主体の見守り体制や民間事業者と連携した見守りネットワークを構築し、安心・安全な地域づくりを進めます。

「(2) 事業内容」です。地域住民や新聞販売・宅配などの登録事業者が、日常生活や業務のなかで、高齢者や障がい者、子どもなどの異変を発見した際、地域包括支援センターに

連絡し、連絡を受けた地域包括支援センターが区役所などと連携を図りながら支援します。

また、ネットワークの拡大や制度の周知に努めるほか、登録事業者同士や福祉専門職との連携を深め、適切に支援するための研修を実施します。

次に、「4. 民生委員・児童委員活動への支援」。

「(1) 事業概要」です。民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、社会福祉の推進に努める無報酬のボランティアとして市内の各地域に配置されています。現在75地区、1,375人の定数となっています。本市は、地域福祉の推進のため、引き続き民生委員・児童委員の活動を支援します。また、その活動を周知するとともに、担い手の確保に努めます。

「(2) 民生委員の活動内容」です。一人暮らしの高齢者などへの訪問を通じ、福祉サービスを知らずに利用できない人など、福祉に関する困りごとを抱えている地域住民を把握し、必要な支援につなげる「つなぎ役」を担っています。

民生委員・児童委員は、民生委員法による守秘義務が課されており、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っています。

また、地区民生委員児童委員協議会を組織し、連絡・相談・報告を行う「定例会」を毎月開催し、地域の茶の間や子ども食堂など、独自の地域活動や見守り活動を企画・実施しています。

「(3) 民生委員協力員制度」です。民生委員の負担軽減を図るため、活動を補佐するパートナーを民生委員協力員として委嘱する制度です。民生委員一人につき一人委嘱することができ、地域の見守り活動などを行います。協力員にも守秘義務が課せられています。

次に、「5. ボランティアセンターの活動支援」。

「(1) 事業概要」です。社会福祉協議会は、社会福祉法で市区町村、都道府県を単位に1つに限り設置する地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・連絡調整を行うこととされています。

地域住民をはじめ、あらゆる世代にボランティアに関心を持ってもらうような講座を開催し、地域福祉の担い手を育成するとともに、一般就労に結び付きにくい人の就労準備訓練を行うなど、福祉に携わる機会や、活躍できる場を提供するほか、災害ボランティアセンターの設置訓練や研修を行う、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの活動を支援します。

「(2) ボランティアセンターの活動内容」。

「ア. ボランティアの担い手の確保」です。各区の課題やニーズに応じて様々なボランティア講座を開催するとともに、ボランティア講座の参加者を実際の活動につなげる仕組みづくりを行い、担い手の確保に努めています。

高校生、大学生、専門学校生などを対象に、「サマーチャレンジボランティア」を開催し、夏休み期間を利用してボランティア活動を行い、若年層の福祉やボランティア活動への関心を広げます。

「イ. 災害ボランティアセンター設置訓練・研修」です。近年、毎年のように豪雨災害や台風、地震などの自然災害が頻発しており、災害時に「普及・復旧・復興」を支援するボランティアへの期待が高まっています。このようなボランティアとして活動して下さる方々を受け入れ、被災者のニーズとマッチングさせ、必要なところに派遣するコーディネートを行うのが災害ボランティアセンターであり、各区社会福祉協議会がこの災害ボランティアセンターの立ち上げと運営を行っています。

各区社会福祉協議会は地域住民のほか、地域の青年会議所、防災士会、日本赤十字社、NPOなどの関係団体と協力して、災害ボランティアセンター設置訓練及び研修会を開催し、役割分担を確認するなど災害に備えるほか、平時からの見守り活動に連携して取り組んでいます。

次に、「6. 社会福祉法人の地域公益活動支援」。

「(1) 事業概要」です。平成28年の改正社会福祉法において、日常生活または社会生活上の支援を必要とするものに対して、無料または定額の料金で福祉サービスを提供する地域における公益的な取り組みを行うことが、社会福祉法人の責務とされました。社会福祉法人がこれまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かしながら、地域の特性やニーズを踏まえた地域における公益的な取り組みを行うことで、地域づくりと連携し、積極的に地域社会に貢献することが期待されています。

地域生活課題の解決のため、積極的に地域公益活動に取り組む社会福祉法人の裾野を広げる社会福祉協議会の活動を支援します。

「(2) 活動内容」です。新たな協働や公益的な取り組みについて検討するため、さまざまな分野の社会福祉法人との情報交換と交流の場を開催します。

次に、「2 目標」です。地域福祉推進のため、前述の取り組みを進めます。また、その実現のための関係指標を定めます。関係指標の根拠については資料3でお示ししておりますので、恐れ入りますが併せてご覧ください。素案の36ページの表の一番上、「コミュニティソーシャルワーカーへの新規相談件数」につきましては、令和元年度の相談件数が150件のところ、令和8年度に280件を目指します。資料3の1ページ、1つ目の丸、「コミュニティソーシャルワーカーへの新規相談件数」のところをご覧ください。平成25年度の相談件数が38件、令和元年度の相談件数が150件ですので、年平均の増加数は18件となります。令和2年以降も18件ずつ増加した場合、令和8年度に約280件となります。

素案の36ページをご覧ください。表の2番目、「地域福祉コーディネーター育成総数」です。令和元年度の育成総数が1,097人で、令和8年度に1,980人を目指します。令和元年度の欄に「+」が書かれておりますが、誤植ですので申し訳ございませんが削除をお願いいたします。

資料3をご覧ください。2つ目の「地域福祉コーディネーター育成総数」です。平成23年度の育成総数が76人、令和元年度の育成総数が1,097人ですので、年平均増加数が127

人となります。令和2年度以降も127人ずつ増加した場合、令和8年度に1,980人となります。

次に、「高齢者等あんしん見守りネットワーク登録事業者数」です。令和元年度の登録事業者数が327で、令和8年度に490を目指します。平成25年度の登録事業者数が63、平成30年度の登録事業者数が186ですので、年の平均の増加数は24となります。なお、令和元年度は、市が締結する包括連携協定にセブンイレブンが加入したことにより大幅に増加しているため、平均増加数の計算からは除外しています。令和2年度以降も24人ずつ増加した場合、令和8年度に約490となります。

次に、「民生委員協力員数」です。令和元年度の協力員数が55人で、令和8年度に90人を目指します。平成24年度の協力員数が16人、令和元年度の協力員数が55人ですので、年平均増加数が5人となります。令和2年度以降も5人ずつ増加した場合、令和8年度に90人となります。

次に、「サマーチャレンジボランティア参加人数」です。令和元年度の参加人数が189人で、令和8年度に300人を目指します。平成28年の参加人数が87人、平成30年度の参加人数が119人ですので、年平均増加数が16人となります。なお、令和元年度は大学の推薦入試のシステムが変わり、ボランティアの実績を推薦書に書けることになったことから大学生の参加が急増したため、平均増加数の計算からは除外しています。令和2年度以降も16人ずつ増加した場合、令和8年度に約300人となります。

次に、「災害ボランティアセンター設置訓練等への参加団体数」です。令和元年度の参加団体数が123団体で、令和8年度に160団体を目指します。平成28年度の参加団体数が81団体、令和元年度の参加団体数が91団体ですので、年平均増加数が5団体となります。なお、令和元年度は台風15号や台風19号など、大規模な災害が発生し、参加団体数が増加したため、平均増加数の計算からは除外しています。令和2年度以降も5団体ずつ増加した場合、令和8年度に約160団体となります。

次のページをご覧ください。「公益的な活動に取り組む社会福祉法人数」です。平成30年度の法人数が45で、令和8年度に140を目指します。なお、令和元年度の実績は取りまとめ中ですので実績値がかたまり次第、今後の委員会で報告させていただきます。平成28年度の法人数が21法人、平成30年度の法人数が45法人ですので、年平均増加数が12となります。令和2年以降も12人ずつ増加した場合、令和8年度に約140となります。

以上、目標についてご説明させていただきました。施策①の「地域福祉に関する事業の推進」についての説明は以上でございます。

続いて、「施策② 生活困窮者自立支援制度の推進」について説明させていただきます。37ページをお開きください。

「1 取組内容」でございます。生活困窮者が抱えている課題を見ますと、単に経済的な問題にとどまらず、誰にも相談できずに地域や社会から孤立している事例や、本人のみならず家族の問題などが絡み合っている事例が増えております。また、多重債務を抱えたり住ま

いを失うなど、問題が重篤化してから相談に訪れる事例につきましては、支援が長期化する傾向にあります。

本市では、生活困窮者の自立に向けた相談支援を実施するため、パーソナル・サポート・センターを設置しており、長期間の離職、債務、住まいのこと、家族関係、病気、また、ひきこもりなど、様々な生活課題を抱えている方々に対する包括的な支援を行います。

これらの支援を行うにあたり、地域や社会の中で居場所や役割を発見し、人とのつながりを実感することができるよう、「1. 生活困窮者の早期把握」、そして「2. 生活困窮者への適切かつ効果的な支援」、それから「3. 関係機関との連携強化」の3つの視点で取り組みを進めます。

まず、「1. 生活困窮者の早期把握」です。昨今では、生活困窮者の方が抱える課題が複雑かつ複合化しているため、長期の支援を要する人が増えている状況です。課題が複雑化する前の段階で生活困窮者を早期に把握することが重要となります。

そのため、生活困窮者の存在に気づいた行政の窓口やさまざまな福祉相談機関、地域の福祉団体などが自立相談支援につながるよう、関係機関との連携を強化します。

また、支援を必要としている方を相談窓口で待っているのみでなく、家庭訪問などを行うアウトリーチを強化いたします。

「(1) 自立相談支援事業」です。自立相談支援事業は、生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の「入口」となるものです。

本市の自立相談支援事業は、パーソナル・サポート・センターの相談支援員や、各区役所の生活支援相談員が対応しております。生活支援相談員は、主に来庁した生活困窮者や今後生活保護廃止が見込まれる方の相談対応にあたりますが、そのうち専門的または継続的な支援が必要な場合は、パーソナル・サポート・センターの相談支援員が中心となって支援にあたります。

次に、「(2) 関係機関との連携」です。庁内の関係部局や庁外の関係機関などと連携を深めることで、生活困窮者を早期に把握し、地域において生活困窮者を適切かつ確実に支援へつなげる体制をつくります。

次に、「(3) アウトリーチ機能の充実」です。自ら相談の窓口に出向くことが困難な方への対応として、相談窓口で待っているだけでなく、電話やメールのほか、必要に応じて家庭訪問や出張相談を行っております。引き続き、地域住民が身近な場所で相談することができるよう、アウトリーチ機能の充実に努めます。

次に、「(4) 広報の強化」です。生活困窮者自立支援制度に関する情報が広く行きわたるよう、チラシやパンフレットの配布、ポスターの掲示、本市の広報紙やホームページへの掲載などを継続するほか、関係する機関に直接各事業の説明を行うなど、さらなる広報の強化に取り組んでまいります。

次に、二つ目の視点です。「2. 生活困窮者への適切かつ効果的な支援」です。長期の離職や債務、家族関係、病気等の複雑かつ複合的な課題を抱える人を広く対象としております

ので、個々の状況にあった自立支援プランを策定し、必要なサービスの提供につなげながら、包括的な支援を実施していく必要があります。

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく下記の事業を実施することで、様々な課題を抱える生活困窮者に包括的、個別的、早期的、継続的な支援を実施しております。

まず、「(1) 自立相談支援事業」です。繰り返しになりますが、パーソナル・サポート・センターの相談支援員が、各区役所の生活支援相談員と連携を取りながら、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズに応じた自立支援プランを策定するとともに、各種支援が包括的に行われるよう関係機関と調整しながら支援を行っております。

次に、「(2) 住居確保給付金」です。離職などにより住居を失った、またはそのおそれがある生活困窮者で収入や資産が一定水準以下の方に家賃相当分を支給する制度です。

支給期間は、原則3カ月で状況に応じて最長9カ月となっております。

次に、「(3) 就労準備支援事業」です。直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援し、自立を促します。

本市の就労準備支援事業所には、通所型と入所型がありまして、それぞれ日常生活自立や社会生活自立、就労自立に関する支援を一貫して行います。

次に、39 ページの「(4) 認定就労訓練事業」です。就労訓練事業所の認定を受けた事業者が、一般就労することが難しい方に就労訓練の場を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施いたします。

次に、「(5) 一時生活支援事業」です。市内に一時的な住まいとしてシェルターを設置し、ホームレスなど住居のない生活困窮者に、緊急一時的な宿泊場所や衣食を提供いたします。

支援機関は、原則3カ月、状況に応じて最長6カ月となっております。

次に、「(6) 家計改善支援事業」です。自身の家計状況を把握することが困難な生活困窮者や生活保護の受給者に対し、家計収支の改善や家計管理能力の向上に向けた支援を行い、自立した生活の定着を図ります。

これについては、パーソナル・サポート・センターに専門の家計改善支援員を配置し、自立相談支援事業と一体的な支援を実施するものです。

次に、「(7) 子どもの学習・生活支援事業」です。貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯の主に中学生に学習支援及び生活支援を行います。定期的な学習会の開催のほか、学習支援員が家庭訪問や面談を通じて、高校受験の案内や手続きなどに関する支援を行っております。また、高校進学をした後も中退防止を目的に引き続き相談助言を行います。

次に、「(8) その他の自立支援」です。一般就労に向けた支援だけでなく、パーソナル・サポート・センターの相談支援員、就労準備支援事業者、就労訓練事業者、ハローワークなどの様々な主体と連携しながら、それぞれの持つ専門性に応じた適切な役割分担の下、地域においてチームとして支援を行います。

「ア. 生活保護受給者等就労自立促進事業」です。ハローワークの常設窓口を市内3区役

所（東区、中央区、西区）に設置することで、就労支援と生活支援についてワンストップ型の支援体制を整備し、生活困窮者や生活保護受給者、児童扶養手当受給者に対して本市とハローワークによる一体的な支援を行います。

「イ．新潟地域若者サポートステーションによる支援」です。就労に向けた意欲を持ちながらも悩みや不安を持つ15歳から39歳の無業者及び、概ね40代半ばまでの就職氷河期世代の無業者などに対して、一人一人に合わせた支援メニューを選定し、職業的な自立に向けて支援します。

新潟地域若者サポートステーションとパーソナル・サポート・センターが相互に連携し、それぞれの強みを生かした継ぎ目のない支援体制の構築に努めます。

次の40ページの上段に、今ほど説明しました生活困窮者自立支援制度による支援のイメージ図を記載しておりますのでご確認ください。左側の「生活困窮者」が真ん中にある「パーソナル・サポート・センター」につながり、そこでのアセスメントを経て、その方に合った支援メニューを利用していただくというイメージになっております。

次に、三つ目の視点の「3．関係機関などとの連携強化」です。生活困窮者は、複合的な課題を抱える方も多く、分野ごとの制度のみでは十分な課題解決に至らないケースもあります。支援する側がそれぞれの機能や強みを生かしながら、包括的に支援するためには、関係機関相互の連携が欠かせません。

そのため、福祉、就労、教育、税務、住宅などの関係部局はもとより、庁外の関係機関などが参加する地域のさまざまなネットワークとも連携しながら、適切な支援を行います。

まず、「(1) 庁内の関係部局との連携」です。行政の各相談窓口などにおいて、支援が必要と思われる人がいた場合には、パーソナル・サポート・センターもしくは各区役所の生活支援相談員に誘導するよう、関係部局に対し周知します。

また、関係部局それぞれが主催する会議へ相互に参加することで、関係部局との情報共有及び連携体制の強化を図っています。

次に、「(2) 庁外の関係機関などとの連携」です。国や県などの行政機関やNPO法人などの支援団体との連携を深め、生活困窮者が必要な制度を利用できず、地域や社会から孤立することのないよう、個々の生活困窮者の状況や支援体制について情報共有を行う支援会議などを通じて早期発見の仕組みづくり推進するとともに、効果的かつ効率的な支援を行います。

次に、41ページをご覧ください。「2 目標」でございます。生活困窮者の自立に向けた支援とともに、生活困窮者が地域や社会から孤立することなく、役割や人とのつながりを実感することができる地域となるよう取り組むにあたり、四つの指標を定めます。関係指標の考え方は、資料3でお示ししておりますので併せてご覧ください。

一番上の指標ですが、「生活困窮者の新規相談件数（累計）」を12,000件とします。平成27年度から令和元年度のパーソナル・サポート・センター及び区役所における相談受付件数が累計4,860件であることから、この間の平均である年972件の相談受付を令和8年度

まで、今後7年間継続することを想定し、累計で約12,000件を目指します。

2つ目の指標、パーソナル・サポート・センターで行う「自立支援プランの作成件数」です。平成27年度から令和元年度の作成件数が2,315件であることから、先ほどと同様に令和8年度までの累計で5,500件を目指します。

3つ目の指標、先ほどの自立支援プランの中で、「就労支援に関するプランを作成したもののうち、就労または増収した方の人数」になります。平成27年度から令和元年度までの累計が342人であることから、同様にその間の平均を基に推計し、令和8年度まで累計で810人を目指します。

4つ目の指標、「子どもの学習・生活支援事業参加者の高校進学率」でございます。平成27年度から令和元年度まで、子どもの学習・生活支援事業参加者のうち、中学3年生の高校進学率は100パーセントをキープしています。今後も継続して令和8年度までの毎年度において、引き続き高校進学率100パーセントを目指します。

以上で、施策②の説明を終わります。

続きまして、42ページをご覧ください。「施策③ 成年後見制度の推進」です。

「1 取組内容」。判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい人が、成年後見制度を利用することにより、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう支援をいたします。

「1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」です。地域連携ネットワークの内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。以下の3つの役割にそって、必要な支援を実施いたします。

「(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つでございます。具体的取り組みは、後ほどご説明いたします。

続きまして、43ページをご覧ください。地域連携ネットワークのイメージ図となっています。

その下、「2. 協議会及び中核機関の整備」でございます。

「(1) チームとは」。協力して日常的に支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことでございます。チームのイメージ図につきましては、一番下、囲みの中に書いてございます。

続きまして、44ページをご覧ください。「(2) 協議会の整備」です。後見などの開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援をするため、行政や司法、専門職団体、関係団体などによる協議会を整備いたします。

「(3) 中核機関の整備」です。協議会の事務局としてコーディネートを行う中核機関には、新潟市が委託する新潟市成年後見支援センター及び新潟市を位置づけ、協議会に参画している団体の連携強化を図り、円滑にチームを支援する体制を整えます。中核機関のイメージ図につきましては、その下をご覧ください。

続きまして、「3. 地域連携ネットワークの機能」です。地域連携ネットワークの3つの役割を果たすために、地域連携ネットワーク全体で協力・分担し、次の4つの機能を担います。

4つの機能につきましては、その下の表の右側をご覧ください。「(1) 広報機能」「(2) 相談機能」「(3) 成年後見制度利用促進機能」「(4) 後見人支援機能」の4つです。なお、かっこ書きの一番下、「(不正防止効果)」につきましては、上の1から4の機能を果たすことにより、副次的な効果となっています。

続きまして、45ページをご覧ください。「(1) 広報機能」です。自ら声を上げることができない人を含む、権利擁護支援の必要な人が速やかに必要な支援につながるよう、制度の周知に努めます。具体的な事業名などは、下の表に記載のとおりで、また、内容についても記載のとおりです。

続きまして、「(2) 相談機能」です。判断能力が低下する前から、または判断能力が不十分になった早期の段階から、制度についての相談ができる窓口を設置するとともに、関係団体などの制度理解を深め、相談窓口の充実に努めます。事業名、事業内容は、下の表をご覧ください。

続きまして、46ページ、「(3) 成年後見制度利用促進機能」です。

「ア. 受任者調整（マッチング）などの支援」です。市長申立ての際、家庭裁判所へ候補者を推薦いたします。また、親族後見人候補者等から相談を受け付け、家庭裁判所と連携して支援をいたします。事業名、内容につきましては、下の表の中をご覧ください。

その下、「イ. 担い手の育成・活動の促進」です。市民後見人養成研修を実施するとともに、同研修修了者に対するフォローアップ研修を実施し、担い手を育成、支援いたします。

また、成年後見制度の担い手となる法人を支援いたします。具体的な取り組みは、下の表をご覧ください。

続きまして 47 ページのウをご覧ください。「日常生活自立支援事業など関係制度からのスムーズな移行」です。日常生活自立支援制度利用者のうち、判断能力が低下した人に対し、成年後見制度へのスムーズな移行に努めます。また、低所得者などについても制度を利用できるように、市長申立てや成年後見制度利用支援事業を実施いたします。具体的な取り組みは、表に記載しております。

続きまして、「(4) 後見人支援機能」です。親族後見人などから日常的な相談に応じ、家庭裁判所と連携しながら本人の意思を尊重し、身上に配慮した事務が行われるよう支援をいたします。また、専門的知見が必要な場合、専門職団体などと連携し支援いたします。具体的な取り組み・内容についてはその下の表をご覧ください。

続きまして、48ページの「2 目標」をご覧ください。

「1. 目標」。判断能力が不十分な人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるような地域となるよう、前述の4つの機能に掲げた取り組みを進めます。

また、そのような地域の実現のため、以下を関係指標として定めます。指標は4つござい

ます。一番上、2番目につきましては、令和元年度新潟市の地域福祉に関するアンケートを昨年度実施し、その結果よりの抜粋です。一番上、「成年後見制度を知っている人の割合」は、アンケートでは57.2パーセントでした。こちらを令和8年度に増加させます。

続きまして、「自身や親族が認知症などになり判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいと思う人の割合」。こちらはアンケートでは47.1パーセントでした。こちらを増加させます。

続きまして、「成年後見制度利用者数」です。令和元年度10月31日時点の数字ですが、1,849人を、令和8年度に3,000人を目指します。恐れ入りますが、こちらにつきましては、資料3の3ページをご覧ください。

資料3、3ページの上の「○成年後見制度利用者数」です。実績値としまして、平成26年度に1,320人、平成30年1,799人となっています。平成27年から30年の増加の平均は120となっており、推定値としまして120ずつ伸びた場合、令和3年度に2,159人となります。平成27年度から令和3年を比べますと、7年後の推定増加率は163パーセントとなっていることから、1,849人に163パーセントを掛け合わせまして、約3,000人とさせていただいております。

素案の48ページにお戻りください。一番下、「市民後見人養成研修修了者数の延べ数」です。令和元年度150人、令和8年度280人を目指します。申し訳ございません。また資料3の3ページをご覧ください。養成研修の修了者数につきましては、令和元年度まで、この数字で150人となっております。8年間で150人ですので、150を8で割って7年分を掛けますと131人となります。よって、150人に131人を足し合わせまして、約280人とさせていただいております。

続きまして、素案の49ページをご覧ください。「施策④ 再犯防止の推進」でございます。

「1 取組内容」です。本計画における再犯防止関連施策の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった人のうち、支援が必要な人。以下、この方々を「犯罪を犯した者等」とさせていただきます。

また、犯罪をした者等が地域で安定した生活を送るためには、地域住民の再犯防止に関する理解が不可欠であり、市民も対象といたします。

また、再犯防止の推進にあたりましては、その下に書いてあります六つの重点課題を定めさせていただいております。さらに、再犯防止の推進に関しましては、就労や住居、教育など、施策が多くの分野に関連してございまして、また、新たに体系立てて新潟市として取り組みを進める必要があるため、ほかの分野別計画に記載、進捗管理されている事業についても記載をさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

その下、「重点課題」をご覧ください。「1. 就労・住居の確保」「2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進」「3. 学校などと連携した修学支援」「4. 特性に応じた効果的な指導の実施」「5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進」「6. 国・民間団体などとの

連携強化」の六つでございます。

順番に説明いたします。その下、「1. 就労・住居の確保」です。犯罪を犯した者等の中には、前科などがあることや、就職活動を行う上で必要な知識・資格を有していないなどの理由から就労に結び付いていないなどがあることから、犯罪をした者等の就労支援及び適切な住居の確保に努めます。

「(1) 就労の確保」です。その下、「ア. 協力雇用主の紹介」「イ. 就労準備支援事業」、次のページ、「ウ. 就労訓練事業」「エ. 新潟地域若者サポートステーション」「オ. 競争入札参加資格審査での加点措置」「カ. 他の分野別計画などに記載・進捗管理されている事業」、これらの事業が就労の確保に関する資する事業となっております。内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、51 ページをご覧ください。「(2) 住居の確保」です。住居の確保に資する事業につきましては、その下にアからカまで記載しておりますのでご覧ください。

続きまして、52 ページをご覧ください。「2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進」です。犯罪をした生活困窮者や高齢者、障がい者の再犯防止のためには、必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。また、薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合があるため、薬物を使用しないよう注意喚起するだけではなく、薬物依存症からの回復に向けた支援が必要なことから、犯罪をした者等に必要な保健医療・福祉サービスの利用の促進をいたします。

「(1) 生活困窮者などへの支援」です。具体的な施策はアとイをご覧ください。

その下、「(2) 高齢者又は障がい者などへの支援」です。施策につきましては、その下、アとイをご覧ください。

ページをめくっていただきまして、53 ページ。「(3) 薬物依存を有する者への支援」です。施策につきましては、アをご覧ください。

その下、「3. 学校などと連携した修学支援」です。将来を担う児童生徒の健全育成を図り、非行の未然防止や早期対策を充実するとともに、非行をした児童生徒の立ち直りのため、必要な支援を実施いたします。具体的な施策につきましては、その下、アとイをご覧ください。

続きまして、55 ページをお開きください。「4. 特性に応じた効果的な指導の実施」です。再犯防止のためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況などの特性に応じ、適切に支援することが重要であることから、その特性に応じた適切な支援を進めてまいります。具体的な施策は、その下、アをご覧ください。

続きまして、その次、「5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進」です。再犯の防止などに関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS 会などの民間ボランティアなどの協力によって支えられております。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることの支援が重要であることから、民間協力者の活動の促進や、市民理解について広報・啓発活動を推進いたします。

その次、56 ページ、「(1) 民間協力者の活動の促進」です。具体的な施策につきましては、アからウをご覧ください。

その下、「(2) 広報・啓発活動の推進」です。こちらも具体的な施策につきましては、ア、イをご覧ください。

続きまして、「6. 国・民間団体などとの連携強化」です。再犯防止の推進のためには、国が行う刑事司法手続き中の社会復帰支援や、国や民間団体が行う社会復帰支援との連携が欠かせないことから、関係団体との連携を強化いたします。具体的な取り組みにつきましては、その下、アからエ、また、ページをめくっていただきまして 57 ページのオからキをご覧ください。

〈参考〉と記載させていただいておりますけれども、関係機関の取り組みを記載させていただいております。国・県・民間団体で再犯防止の取り組みをされている団体がございしますので、取り組み内容を記載しております。こちらも後ほどご覧いただければと思います。

ページをめくっていただきまして、59 ページをご覧ください。「目標」です。新潟市において再犯防止を推進し、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安心・安全に暮らせる地域となるよう、前述の6つの重点課題に基づく取り組みを進めてまいります。

また、そのような地域の実現のため、以下を関係指標として定めています。指標1番上、「少年を除く刑法犯再犯者率」です。令和元年度 53.8 パーセントを減少させることを目指します。

続きまして、「保護司数」です。令和元年度 275 人を増加。

その下、「更生保護女性会員数」。令和元年 441 人を増加。

その下、「協力雇用主数」。令和元年 170 社を増加。

その下、「社会を明るくする運動参加者数」。平成 30 年の数字になりますが、4,304 人を増加ということを目指しております。具体的な取り組みについては以上でございます。

ページをめくっていただきまして、63 ページを開いていただきますと、「資料編」です。計画の策定の経過ですとか、委員の名簿、アンケート結果の抜粋や用語集などを載せております。今回、説明は割愛させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上で素案の説明を終わります。なお、国で地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布されましたが、ただ今情報を集めております。情報を集めながら、この計画を改定する中で加えていけるようでしたら、また皆さまに相談させていただきましますし、それが間に合わないようでしたら、翌年度以降の進捗管理の中であらためて皆さまにご相談させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、素案について長々と説明させていただきまして申し訳ございませんでした。資料をお送りする際にもお示しさせていただきましたが、本日は、まず第1章から第3章につつま

してご意見を伺えればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

大変長い時間の説明になりました。ありがとうございました。

予定している時間が、20分くらいしかありません。全員からご意見を頂く時間はないと認識しております。その代替手段として、皆さまのお手元に、別紙で計画に対する意見について、皆さまから頂くような仕組みになっております。この後、20分ぐらいを使いまして、第1章から3章までをあらためてご覧いただいた上で、お気づきのことがあれば、ご指摘を頂きたいと思えます。それから、どうしても基礎的な質問が必要な方がいらっしゃいましたら、質問をしていただきたいと思えます。その趣旨は、今後、皆さまから意見を頂くために、どうしても必要な質問、あるいは確認事項があったら、この20分でお出しいただきたいと思えます。

例示をします。例えば、6ページ。「その他の計画」となっておりますが、「この地域福祉計画の中でいう『その他の計画』というのは、何を指しているのですか」というふうな質問があつてよろしいかと思えます。

それから、障がい者計画は関連する計画の中に明示されておりますが、「サービスを提供するための障がい福祉計画はどこに位置付けられているのですか。それは『その他の計画』の中に入るのですか」というふうな質問でもよろしいかと思えますので、どうぞ、約20分を使いまして、質問を出していただいたり確認をしていただきたいと思えます。

趣旨は、皆さまから意見を出していただくための前提となる質問なり、確認ということでお願いしたいと思えます。

では、お願いいたします。どなたからでも。

(小田委員)

自治協議会の会長の小田信雄と申します。冒頭、部長のごあいさつの中で、当初の予定よりもだいぶ会議の開催が遅れ遅れになってまいりました。全体的な最初説明されましたスケジュールが、おそらく狂ってまいったのだらうと思えます。それはそれで仕方のないことではありますが、この今回の次期ステップへの改正を目標に、区の計画も、それから地域の生活の単位の計画も、すでに今までの反省を受けて次のステップをどうするかを討論に入っております。そういたしますと、今、幾つか最後まで説明を受けて、ずいぶん頑張って整理をされてここまでよく素案をまとめていただきました。特に、区の計画の策定のスタートも遅れております。それとの整合性、どこまでスピードアップを図れるか。それから、私どもは生活の単位のところの、特にコミュニティの計画は、すでに「どうする」「ああする」。私のところも昨日のお昼からこの会議をスタートさせました。冒頭の6ページのイメージ図を私のほうで説明して、これからこれで頑張っていきたいと思いますということで確約したのですが、そういう全体のスケジュールの変化につきましてお話いただければと思

ます。

(丸田委員長)

重要なところをご指摘いただきました。お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。委員のおっしゃるように、本来、これは3月もしくは4月に開催すべきものが今7月というかたちで、3カ月ほど遅れているという状況でございます。区の計画と私どもで一体的に作成していく、また、区社協の活動計画も一緒になって進めていくということで、この6月から非常事態宣言も解除され、それに基づいて各区もそれぞれスタートしているところと認識しております。

当初、スケジュールをお示ししたときには、12月にパブリックコメントということで進め、パブリックコメントが終わって3月には次期計画を策定したいとご説明させていただきました。3カ月ほど遅れていますので、方向性は、今年度の策定を目指そうということで、各区役所と各区社会福祉協議会、また、市社協とは目線合わせをしておりますが、コロナの影響で遅れたというのは事実でございますので、12月のパブコメは、場合によっては年明けになる可能性は十分あると考えております。まずは、今回3回目の委員会ですが、この審議はしっかり今年中かけてやっていきたいと思っております。12月にパブコメが間に合わないようであれば、年明けも当然考えられると思えますし、その旨を議会のほうにも6月に説明しております。そういったかたちで今年度の策定を目指すということで、区役所と区社会福祉協議会、私どもで目線を合わせて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(小田委員)

承知いたしました。頑張っていかなければいけないと思っておりますが、例えば、各区のこれから策定される計画と、市の計画と、もちろん求めるところは一致しておりますから、そんなに大きな差異はないはずでありますけれども、例えば、次の審議になります基本的理念のように、あるいは基本的な目標のように、ある程度合意ができたものから、区、あるいは地域の福祉計画に反映できるように、早めに流していく方法はできないものかと思っておりますがいかがなものでしょうか。お願いします。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。第2回目の委員会ときに、理念と基本目標を仮置きということでご承認頂きましたので、それにつきましては、区役所には情報共有しておりますし、今回の委員会については、区の職員も参加しておりますので、情報は共有しています。足並みそろえて進めていけると認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

(小田委員)

先回の示されたものから見ると、特に、これは次の話になって申し訳ないのですが、基本の理念も非常に語順も語彙も精査をされましたし、すばらしいものになったと思っておりますので、ぜひとも各区、あるいは社協のほうへの徹底も早期にすべきかと思っております。お願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ちなみに、この委員会についてはパブコメまで、もう2回くらい予定されていたのですでしたか。その辺を皆さんと共有したいものですから、パブコメまでのプロセスで、もう何回くらいこの委員会が持たれるのか、お知らせくださいますでしょうか。

(事務局)

2回、もしくは3回を予定しています。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では、ほかの方々いかがでしょうか。ご質問なり確認事項がありましたらお願いいたします。

(蛭原委員)

パーソナル・サポート・センター、蛭原でございます。恐れ入ります。前回から半年以上でしょうか、時間が経過して、より深まったといいますか精密になった。事務局は大変ご苦労をなさったと思います。お疲れさまでした。それで、この間、半年近くたった大きな要因がコロナウイルスの蔓延と。今日の審議の中でも、そのことが話題になっておると。ところが、この計画そのものには文言が出てきていないと。それでいいのだろうかというのが率直に。コロナウイルスの蔓延、これはいろんな議論があって、実はもうすでに第2波が来ていると。第1波は収束されたと。第2波もおおむね収束されたと。これから来ようとしているのは、すでに東京でもう蔓延が広がっていますよね。これは第3波ではないかという議論さえあって、それに対して、新潟市ですので、介護分野、医療ももちろんそうですけれども、相当な影響、ダメージを受けているところが、どの区とは言いませんががありますよね。その辺りを骨格に入れ込むのはたぶん難しいので、例えば、「はじめに」であるとか、どこかに別仕立てというか、何らかのコメントがないと、福祉の計画の中でやはり、とにかくコロナビフォア・アフターというのでしょうか、相当影響を受けているので、何らかのものが必要なのではないかと率直に感じていたところです。

(丸田委員長)

ある意味では、確認をしながら今後の方向性に関する問いかけだと思います。

(事務局)

ありがとうございます。このコロナについて、今回この素案をお出しするときに、コロナの関係も議論した中で、委員の皆さまからも意見は出るのだらうと。国からもそういった通知が来るかどうかは注視しているのですが、今のところは国からは計画に反映するといった通知は来ておりませんし、社協さんのほうにも、全国社会福祉協議会から特に指示はありません。今ほどお話があったように、実際に地域に密着した取組は、区の計画に委ねるかたちになりますし、介護の関係、医療の関係であればそれぞれの分野別の計画に委ねるかたちになります。市計画はそれを取りまとめる総括的な役割もありますので、コロナの影響等についてのコメントも、これから審議する中で国の動き等も見ながら、案としてご提示させていきたいと思っています。皆さま方から忌憚のないご意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(蛭原委員)

ありがとうございました。じゃあ、それを受けまして参考までにといいますか、困窮分野では、昨日までの件数でいいますと、新規の相談者は昨年度の3倍増以上になっています。新規の申し込み者も3倍弱になっております。それから、これも福祉総務課が直に把握しているところだと思いますが、住居確保給付金については、ひと桁増しているというところですので、そのことで一点申し上げたいのですけれども、いわゆる「スティグマ」という言葉がありますね。いまだにやっぱり生活保護だけは受けたくない、毎日のようにあります。ところが、住居確保給付金に関しては、とりわけ最近の事例でいいますと、若い方、それも単身の女性の方が非常に相談というか、申し込みが増えております。こんな言い方はちょっとどうかと思いますが、全くスティグマがなくて、「使える制度だったらどんどん使えばいいじゃない」という、こういう意識が広がっているのを私は非常に歓迎したい。つまり、これは誤解をおそれずに言うと、生活保護の中の住宅扶助制度を切り出して条件を緩和した制度なのです、極端な言い方をすると。ところが、それを「使えるんだったらじゃんじゃん使えばいいじゃない」と、これは人々の意識が大きく変わるきっかけになっているのではないかと思います。そのように、大きく福祉をめぐる意識が変わるきっかけにできたらいいなと個人的には思っております。以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

(高橋委員)

新潟大学、高橋でございます。おそらく蛭原さんから出てくるだろうなと思っていたら、

やっぱりお話いただいたので、大変よかったと思っているのでありますが、私も例えば生活保護ワーカーなどの関係者から、多くの人たちがいわゆる生活困窮者自立支援のさまざまな支援のメニュー、あるいはそこからもうすでに生活保護のほうにもずいぶん流れてきているというお話を伺っております。要するに、2008年のリーマンショック以来の大変な状況になってきている今回のコロナ。そこで大事なのは、コロナに対して今進行中で、変化しつつあるところで、新潟市が「こうします」「ああします」というのが先ほどの課長さんのお話にもあったとおり、ちょっと難しいと思います。

地域福祉計画の中では何が重要かと言えば、例えば10年前のリーマンショックであるとか、今回のコロナ禍であるとかこういうようなことによって、人々の生活が非常に大きな影響を受けたときに、支え得る新潟市であると、新潟市の地域福祉体制であるということを何らかのかたちで言及していただくということが重要かと思っておりますので、ぜひ、よろしくお話ししたいと思います。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。村山先生、何か情報をお持ちですか。国の動きとか、あるいは計画づくりの中で、今起きている事柄をどう踏まえていこうとしているのか。もし関連情報でもありましたら、ご紹介くださいませんか。

(村山委員)

今あるとすれば、食育の推進計画が改訂の予定なのですが、パブコメの中で、コロナとの共生という中で、どういう食の在り方をしていくのかということが問題適される可能性があります。

(丸田委員長)

そうですね。パブコメの中で、市民の方々の声が届いてくることはあり得ますね。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。大沢先生、ご意見ございませんか。あるいは、どうしても次回に向けて確認しておきたいことがありましたら、お願いします。

(大沢委員)

弁護士会が関係する分野は、成年後見制度と生活困窮者自立支援と再犯防止計画がありますが、ちょっと持ち帰って精査させていただきます。

(丸田委員長)

よろしくお話しいたします。副委員長、いかがですか。

(本村副委員長)

先ほど、質問がありましたが、社協もちょうど同じように、総合計画を準備しておりますので、これから策定委員を選定して取り掛かっていこうと思っておりますので、8区の活動計画に沿って総合福祉計画の中の地域福祉計画というのを柱建てしていきたいと思っておりますので、どうぞまた決まった項目、先ほど課長さんからいただきましたが、連絡していただきますようお願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございます。ご発言がある方はいらっしゃいませんか。

(石橋委員)

申し訳ありません。ボランティア連絡会の石橋と申します。本当に初歩的なことを確認させていただいてよろしいでしょうか、恥ずかしながら。市長申立てという言葉が何回か出てきておりますけれども、これはどういったものとして捉えればよろしいですか。何カ所か出てきて、それぞれ違う中身で出ているので。

(事務局)

成年後見制度の中では、4親等内の親族の方から申立てができることと民法で規定されていますが、そういった親族のご協力を得られない場合に、市長が代わりに家庭裁判所に成年後見制度開始の申立てを行うことができる制度となっております。新潟市では、区が中心となり市長申立ての事務を行っています。ご親族の縁が薄いとか、ご協力いただける方がいらっしゃらない場合、市や関係者でその方に成年後見制度の利用が必要だと判断すると、市長申立ての手続きをしています。

(大沢委員)

今、ご質問いただいたことで気がついたのですけれども、今の市長申立てに対する数値目標を出すか出さないかというのは検討されたのかどうかです。出さないのであれば、出さないの考え方ももうそれはそれでいいと思うので、お願いします。

(事務局)

後見の分科会でいろいろ検討させていただいて、同じようなご質問はなかったのですが、基本的には親族がいる方につきましては、親族の方が申立てをする。そういう方がいらっしゃらない方に対して市長申立てをします。親族がいる方が支援につながっていれば一番いい話ですので、その数字目標、市長申立てが増えたことによってというところは議論していませんでした。

(大沢委員)

いろいろな考え方があるので、要は市長申立てをすべきという考え方もあるれば、ほかの制度を活用するというような考え方もあるので、セーフティネットの在り方というのはいろんなことを考えて対応していただければと思います。

(丸田委員長)

分科会会長、コメントはありますか。

(高橋委員)

ありません。

(丸田委員長)

ほかにかがでしょうか。ないようであれば、ちょうど時間のようでありますので、7月22日までの意見の提出の件、さらに次回の委員会の開催等も含めて、事務局からご説明いただきたいと思います。

(司会)

委員長、進行ありがとうございます。また、委員の皆さまにおかれましても、ご審議いただきましてどうもありがとうございました。

事務局から2点説明させていただきます。「新潟市地域福祉計画に対する意見について」を机上配付させていただきました。本日の説明をお聞きになりまして、委員の皆さまからご意見やご提案がございましたら、7月22日水曜日まで事務局のほうにお送りいただければと思います。また、メール等でお送りいただく場合につきましては、様式等の指定はございませんので、そのままお打ちいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、本日お車でおいでの方につきましては、お帰りの際、入り口で駐車券をお渡しいたしますのでお受け取りください。

以上をもちまして「第3回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会」を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)